
若者の社会的排除と社会参画政策

— EU の若者政策から —

宮本 みち子

問題の設定

1970年代後半、ポスト工業化段階へと突入した欧米先進諸国では、高学歴化の進行、若者消費市場の隆盛、若年労働市場の流動化、結婚制度の変容等が相まって、青年期から成人期への移行パターンに大きな変化が生じた。そのなかで、とくに問題となったのは、若者の二極化が進み、社会的に排除されて滞留する若年者が増加したことであった。これらの国では若者の移行を、選択的な人生、従来型の一般的人生、危険に満ちた人生と類型化し、政策上の重点課題として、第三の類型に属する、ジグザグ、行きつ戻りつ、スキップなど、いわゆるヨーヨー型の移行をする若者に焦点化された。これらの若者は、失業や貧困などの重大なリスクに直面する若者であった。このような若者を、EUでは「社会的排除」という概念で認識するようになってきた。1990年代には多くの調査研究と政策議論が繰り広げられ、1990年代末の若者政策 (youth policy) となった。その特徴は、成人期への移行保障を政策課題とする「移行政策」で、雇用に限らず、教育・訓練、福祉、住宅、社会参画などを内容とする包括的政策体系であった。

これらの国と比較すると、日本では若年者の雇用問題が発生した時期が遅かったため、移行期にある若者に対する取り組みが始まったのは2000年代に入ってからで、雇用対策の域を脱していない段階にある。そこで、本稿は、

欧州連合（EU）における若者の社会的排除の実態を概観し、雇用政策に一面化されない統合された若者政策への進化を、EUとスウェーデンの社会参画政策に焦点を当ててみていく。

1. 移行モデルの変化にともなう社会的課題

1970年代後半に欧米先進諸国で始まった若者の変化は、青年期から成人期への移行の前提となってきた、工業化時代の枠組みの崩壊に起因していた。学校を卒業して仕事につき、家庭という本拠地を築くという工業化社会の移行モデルと、そこに付随した生活標準が、自明のことではなくなったのである。移行上のイベントをひとつずつ踏みながら成人期へと到達するという標準化されたプロセスが衰退し、1980年代以降、先に述べた移行の長期化や、移行パターンの個人化・多様化・流動化がみられるようになった（宮本，2002，2004b，2005a）。

こうした変化をもたらした最大の環境変化は、ポスト工業化に対応する労働市場の変化にあったが、それとやらんで家族や結婚制度の変貌も、若者にとっては軽視できない大きな変化であった。職に就くことや、安定した家族形成が困難になっただけでなく、達成すべき課題（イベント）そのものが曖昧化していると指摘されるようになった。

ところで、このような変化は、すべての若者におしなべて影響を及ぼしたのではない。一方では、教育水準が上昇し、〈長期化する依存期を謳歌する豊かな若者〉が登場した。他方、若年労働市場の悪化によって、失業や貧困に陥る者も増加した。そこには社会階層による違いが明確であった。また教育水準の上昇という一般的状況下で、学校教育での失敗、不適應は、その後のライフコースに致命的な不利益をもたらすこととなった。しかも、財政の悪化を理由に福祉国家路線の転換が進み、若者に対する国家の支援はむしろ後退した。自立が延期され、国家の後押しがなくなり、それに代わって親の“責任”が強化されたのである。しかしそのような状況下で子の扶養という責任を果たせない家庭の困難が顕在化した。1990年代初頭から、貧困に加え、社会的に不利な立場にあって、社会の公式制度へのアクセスの道を絶たれた

状態を、社会的排除という用語で表現するようになったが、若者に関してもこの用語が適用されるようになった（宮本，2004a，2005b）。

仕事を通して完全なシティズンシップを獲得するという「ワークフェア（勤労福祉）」の考え方からすれば、若年雇用の流動化・不安定化はシティズンシップの根底を揺るがす問題であった。雇用上で不安定な状況に置かれた若者に対して、一般的には多くの国が、職業教育・訓練制度を強化し、若者のエンプロイアビリティを高めることを政策上の重点としてきた。しかし、若者は労働市場で不利な立場に立ちやすだけでなく、社会へのコミットメントの弱体化、社会的ネットワークからの孤立化、市民としての権利へのアクセスからの後退などがみられ、これらが相まって、周辺化する若者が増加した（Furlong 1998, Furlong and Cartmel 1997, Tones 2002, Jones and Wallace 1992）。このような若者に関する議論を経て、近年の若者政策は雇用を最重要課題として位置づけながらも、生活全般をシティズンシップの観点で整備し、若年世代の社会的地位を引き上げることを意図した移行政策となっている。

2. EUにおける統合された移行政策

移行政策の重要な柱は雇用政策であるとはいえ、近年の政策理念には変化がみられる。従来は職業訓練をほどこして速やかに雇用へと参入することを促す手法（雇用重視）が中心であったのに対して、移行政策にみられる雇用政策は、フレキシブルな生涯学習が成功へのかぎになると考える、「教育重視」モデルへとシフトしている。若年者向けプログラムの手法は、従来の「集合的プログラム」より、個々の若者の欲求や願望を考慮して設計された「個人発達プログラム」の成功率が高いという諸研究の成果を踏まえ、職業を個人発達の一部として位置付け、若者自身が計画を作るのを支援するというスタンスである¹¹（沖田，2004）。

EU諸国の中でも、スウェーデンなど北欧諸国の若年労働市場プログラムは、ワークフェア（勤労福祉）政策をとりながらも、力点が人間発達に置かれている。この転換は、後段で述べる通り、若者政策の確立と無関係ではあ

りえない。若者を雇用に就けることを最優先する「労働市場志向アプローチ」から、若者の人間発達を最優先する「若者政策アプローチ」への転換がみられる。また、「経済活動への参加」（経済的責任を果たすという意味）より、「社会への参加を活性化する」ことが強調されている（Wallace and Loncel 2002）。さらに、過去の若者政策が各セクターの個別のものであったのに対して、近年では領域を越えた包括性を重視している点で、EU 諸国は共通している。統合された移行政策の大枠は、3つの主要な柱で構成されている。①は、青少年・若者の地域活動の領域で、人間発達を促すという課題に対応している。ユースワーク、社会教育、生涯学習の分野がここに該当する。②は、若年者雇用の領域であり、仕事に就ける能力の育成と労働市場政策が該当する。③は、若者を権利と義務を有する市民として保障していく課題である。

3. 若者のエンパワーメントと社会参画政策

近年のEUの若者政策には、ポスト工業化社会における若者観が明確にみられる。「自立」・「影響＝若者が社会に対して影響力を持つこと」・「資源＝若者を社会的資源として位置づけること」という3つのキーワードが、若者政策の理念となっている。若者の社会参画政策は、長期的展望に立って、この理念を実現するものである。そこで、社会参画政策に焦点を当てて、若者政策の理念と手法をみていくことにしよう。

青少年・若者を社会の意思決定過程へ参画させようという政策は、1985年の国連世界青年年に登場し、1989年に子どもの権利条約の国連採択で定式化し、1990年代後半に入ると具体化の段階に入った。大人になる過程での主要な目標は、「自立すること」と明確に認識されるようになり、その前提条件として、選択の力、自己決定、参加が必要とされた。

2001年に欧州委員会が著わした「若者に関する白書」は、このような潮流を明確に示している（Commission of the European Communities, 2001）。この白書は、現代の若者をとらえるのに、①若者のライフコースが個人化・多様化していること、②少子高齢化によって若年人口比率が縮小しているこ

と、③グローバル化時代の若者、という3つの特徴をあげている。いずれの状況からみても、若年層の主体的力量を向上させる必要性があるとするのである。そこには、3つの柱がある。

(a) 若者の積極的シティズンシップ active citizenship

若者の社会的統合をシティズンシップとして位置づけ、社会への参画を大胆に進めようという政策をシティズンシップ政策という。とくに、若者を意思決定のプロセスに参加させることを積極的シティズンシップとおさえている。そこに、「権利の主体としてのシティズンシップ」から、「参画する主体としてのシティズンシップ」への転換がある。その際、情報は積極的シティズンシップを育てるために不可欠な条件である。若者に公開されるべき情報には、雇用や労働条件、住宅、学習、健康など、広い分野に関する情報と、地域活動計画に関する情報がある。これらの情報に対する平等なアクセスの権利が与えられることが重要である。これらの情報は、内容の点でも比率の点でも若者に関する内容を必ず含んでいること、また、利用者にとって使いやすいものが求められている。

(b) 経験分野の拡大を通じた広い認識の取得

高学歴社会における若者は社会経験不足というジレンマをかかえているが、その打開策として「経験」が強調されている。若者のシティズンシップのセンスは、フォーマル教育を通じた理解より、さまざまな領域における体験によって得られるという認識が高まっている。家族、学校、友人関係、地域での参加経験が、フォーマルな学習を補強している。エンプロイアビリティを高める教育や訓練に関して、従来のような伝統的でフォーマルなものに制限されてはならないことが強調されているが、シティズンシップ教育に関しても同様のことが指摘されている。ここに、ノンフォーマル学習を重視する政策が登場する。

具体的には、若者の移動性を高めることや、ボランティア活動などの分野への若者の参加を促し、教育・訓練政策とこれらの活動をつなぐことに優先順位が置かれている。このようなノンフォーマル学習の位置付けは、近年のEUの若者政策の特徴である (European Commission, 2005)。これが重視されるのは、「大人になること」の困難が現代社会の特徴となっているから

である。とくに、大人になるために必要な準備が十分できないまま成人に達することが、現代の若者にリスクをもたらしている。職業への準備ができないまま就職の時期を迎えてしまう問題もそのひとつである。1970年代後半以後、若年者労働市場が悪化したにも関わらず、若者が社会経験の不足から、労働市場の変動に対処できないでいることが、自立するための致命的な弱点となっているという認識は、若年者雇用問題が発生することによって、現実味を帯びた。このような状況を踏まえて、特に学校教育後、失業者や学校中退者が就職目標を定め、求職に必要な実際的スキルと能力を学ぶことができるものとして、ノンフォーマル学習は有力視されている。

このように、青少年・若者を家庭、学校で保護し、かつ管理するというよりは、それらと実社会の境界線を打破し、早期に社会の一員としてエンパワーしようというスタンスへと転換が図られたが、それにともなってノンフォーマル学習は、社会的統合の有力なツールとして期待されている²⁾。

(c) 若者の自律 autonomy を促す

若者にとって自律性は極めて重要な要求である。自律性は自分が利用できる資源、とくにお金や住宅や生活物資などの物的資源によってもたらされる。それゆえ収入の問題は決定的である。若者の生活は、雇用や生活保障、労働市場政策をはじめ、住宅や交通に関する政策からも影響を受ける。これらはすべて若者の自律を促すために必要なものであり、彼らの視点や興味を考慮に入れながら開発していくべきである。

このように、若者政策は特定分野に限定されたものではなく、若者の生活を支える全体論的（ホリスティック）なアプローチである。しかし、そのなかでも物的資源が強調されている点にEUの移行政策の特徴がある。

4. スウェーデンの社会参画とシティズンシップ政策

(1) 若者政策の展開

EU諸国の中で、もっとも明確に、包括的若者政策を有しているのは北欧諸国である。EU諸国の若者政策にみられる「若者の活性化」を図るという

方針も、スウェーデンではより広い意味が込められている。そこで、スウェーデンを対象にして、若者の社会参画政策の展開と、その背景を追ってみよう。

スウェーデンでは、1970年代に入ると、青少年対象の商業市場が急成長し、これまで彼らを組織できた各種組織・団体活動の弱体化がみられるようになった。こうした状況を危惧して、青少年・若者に関する検討作業が始まった。それらの結果を集約した、“Not for Sale”（1981年）と題する政府報告書は、その後の若者政策の基礎となった。

この報告書で、若者の特徴が下記の8点にまとめられている。①成人期への移行が長期化している、②教育への要求が一層高まっている、③学校から仕事への移行が長期化している、④市場経済の悪化にともなう雇用・所得上の悪化がみられる、⑤精神的健康が悪化している、⑥政治参加が減少している、⑦若者集団内部の社会的格差が拡大している、⑧晩産化と出生率の低下が進んでいる。

報告書のなかでとくに強調されたのは、若者が生産活動に携わらず、社会的に受身で消費するだけの存在になってしまっていることで、これが若者の自信喪失や将来への否定的意識を醸成していると分析された。これらの特徴を踏まえた時、若者政策は、全体論的（ホリスティック）アプローチを必要としていた。

1985年の世界青年年、1989年の児童憲章を踏まえて、1994年に第一次若者政策法が成立し、それにもなつて国立青年業務庁（National Board for Youth Affairs）が設置された。さらに1998年に第二次若者政策法が成立した。

第一次若者政策法では、若者政策の基本が次のように定められている。①各分野の法規は、若者の状況を包括的に見ること、②若者自身の視点を土台におくこと、③一人前になって、自己決定できるようになるための、良好な条件が若者に与えられこと、④若者の責任、共感、参加、影響などを伸ばすための社会的努力が払われること、⑤これらを推進するために、公的機関は協力して事にあたること、その際、NGOが優先されなければならないこと、の8点である。このように、1990年代の半ば以後の若者政策は、これまでに

も増して「民主主義」と「影響力」に焦点を当てるようになった。それ以前の青少年プログラムとの大きな違いはこの点にあった。

1999年のユースレポートには、3つの大目標が掲げられている。第一の目標は「自立」であり、青年期の到達目標とされている。また国家と社会はそれを支援する必要があるとされている。具体的な課題としては、大人になる過程において、若者が学校から仕事へと移行することができ、親との同居から自分自身の家庭を作ることができるように道筋を与えることが必要で、それを「自立」の目標とする考え方である。

第二の目標は、「現在および将来において、若者がメンバーとして社会に参画し影響力（発言する機会と決定への参画）をもつこと」で、これが社会の目標として定められている。参加とは、若者を状況に適應させることだけを意味しない。影響を与えるチャンスのない、名ばかりの方法であってはならないと指摘されている（National Board for Youth Affairs, 1999）。

第三の目標は、「若者のコミットメント、創造性、批判的思考力を社会は資源として生かさなければならない」ことである。

(2) 若者の社会参画への取り組み

国の若者政策と連動しながら、地方自治体は独自の若者政策を策定し、実現に向けて動いてきた。そこで、ひとつの優れた事例として、ヨンショーピン・コミュニオンをとりあげる。この自治体は、伝統的に青少年活動が活発であったが、1980年代以後の全国的な潮流に呼応して、1996年秋に行動計画を策定した。さらに、行動計画の具体化として、つぎの取り組みが実行された。(a)学校民主主義（school democracy）の実行、(b)町作りへの子どもと若者の参画、(c)ユース・フォーラムのような形態で、若者を意志決定に参画させる、(d)すべての部局が業務の目的や対象のなかに、児童憲章の意図を盛り込む。日常生活、学校から政治のレベルまで、青少年・若者のコミットメントを高め、彼らの社会的影響力を高めることが意図されている。

行動計画が実行に移されて以後、子どもや若者に関する施策の重要性が増した。また、若者の声が尊重され、意思決定のプロセスに参画して影響力をもつことを当然と考える市民が多くなったといわれている。また、行動計画

が規準となって、各部所、分野で改革が進行し、子どもや若者の影響力が強くなった。これらの状況を踏まえて、若者行動計画は「生きた文書」になっていると高く評価されている。

具体化された4つの行動計画の中から、学校民主主義と街づくりへの参画を取り上げ、概略をまとめてみよう。

①学校民主主義の取り組み

若者政策の実践のひとつは、学校での生徒の参画を進め、彼らの影響力を高めることである。これを学校民主主義という。ヨンショッピン・コミュニケーションにあるサンダ高校は、若者行動計画を受けて、学校民主主義を積極的に進めている。

学校民主主義を象徴する仕組みのひとつは、学校評議会である。学校の最高議決機関で、学校にかかわる重要事項を決定しているが、生徒代表が委員の半数（多数派）を占めている。学校民主主義のもうひとつの場は教室で、授業に対して生徒が影響力をもつことが重要だと認識されている。生徒委員会は生徒の最高組織で、生徒の学校生活の諸般を決めている。クラスからは2名の委員が生徒委員会に出席する。学校の生徒会は、他の学外生徒会とともに、ヨンショーピン生徒会連合会をもっている。町の中心地には、この連合会の事務所がある。

このような方向性は、スウェーデンの学校教育法とも一致している。「生徒は自分達の教育のありかたに影響を与えることができる」（スウェーデン学校教育法第4章2項）、「教師はすべての生徒が学習の仕方、教育形態、授業の内容に対して、実際に影響力をもつように監督しなければならない」（同2.1）、「授業はそれぞれの生徒の能力と必要に応じたものでなければならない」（同1.1）、「教師は生徒とともに授業の評価を行う」（同2.2）などの条項が、学校民主主義の前提となっている。

②町づくりへの若者の参画

学校における生徒の参画が進められているいっぽう、地域では若者行動計画に基づいて、町作りに子どもや若者を参画させる実践が展開している。市街地の公共交通、駐車場、街灯などの改善に関して、子どもや若者の意見を聴取したり、進行中の再開発計画への参画を進めている。参画を進めるにあ

たって、大人が若者に約束したことは実現するというスタンスに立つことが重要であり、言わせっぱなしにしないことが、その後の関心の持続、参画しようという意欲を持続させる条件であると認識されている。また、意思決定への参画を促すため、若者たちに情報を与えることが重要であるという。

学校民主主義、町づくりの事例とも、地方自治体、政策立案者、政治家、ユース・ワーカー、学校等のパートナーシップが必要で、若者政策の実現にむけて、地域の諸機関が連携することが重要な条件である。ヨンショッピン・コミュニケーションは、そのような連携体制を長年の間に作ってきた例である。

(3) 移行政策の包括性

若者政策の具体化にあたっては、とくに、若者の失業問題を背景にして、若者に対する包括的な生活支援の必要が論じられ、90年代後半になると、就労支援にとどまらず、教育や住宅、社会保障、社会参画など、トータルな視点から若者の生活の安定と成人期への移行を支援する包括的な移行政策へと発展した。それは、成人期への移行に対する公的責任を形にしたものであった。若者の社会への参画を大胆に進めることが必要であるという前提を立ったものとみることは、移行政策の前提であった。移行政策は、若者の社会的包摂 social inclusion を進め、社会的排除 social exclusion を防止することが意図されている。

若者政策には2つの重要な傾向があると思われる。ひとつは、レジャーや文化より、若者の生活条件と成人期への着地のチャンスが、政策の全面に出てきて、仕事、住宅、生活費の領域への関心がより高まっていることである。もうひとつは、若者政策の制定とその内容への関心が高まっていることである。この傾向は、スウェーデンだけでなく他のEU諸国でも同様に報告されている。

若者を扱うセクターの変化にも特徴がある。20年前まで、若者を扱う場合は、学校、教育、組織活動の3つに区分されていたが、1990年代に入るとこのような伝統的セクターの境界を超える新しい区分で若者を扱うようになった。とくに、近年では無業の若者が高い割合を占めるようになっていたため、地方自治体では従来のセクターを越えて、多くのプログラムを運営するよう

になった。そこでは、若者問題に関係する学校教育、社会福祉サービス、労働市場などのセクターをまたがるプロジェクト方式が採用されている。さらに、個人生活と社会生活の両面で、若者を社会へと統合するという目標は伝統的にあったものだが、それが近年より一層重要性をもつようになってきた。また、より全体論的（ホリスティック）なアプローチをとっていることに特徴がある。

これらの特徴は、スウェーデンの若者政策の展開に認められるものであるが、基本的には、EUの若者政策に共通に認められる傾向である。

4. 若年者労働市場政策の多様化

若者の社会参画政策は、青少年・若者の社会的地位を引き上げ、社会的力量を向上させるという目的を果たしているが、若者を地域社会と結合する必要性は、労働市場で不利な状況に置かれた若者にとっても重要なものとなっている。完全雇用の時代が終わり、若年層を含め失業を常にかかえる先進諸国では、学校から仕事へのストレートな移行をモデルとする政策では、すべての若者をカバーすることができなくなっている。「仕事を通して一人前になっていく＝発達」という道筋が普遍性をもたなくなったのである。そこで、移行期の発達を保障するという観点から、若年者労働市場政策の多様化が生じている。これらは前段3の(b)で述べた、ノンフォーマル学習の発展形態と見ることもできる。それらは3タイプに分類できる。

一つ目のタイプは、移行的労働市場を通じての統合という方法である。移行的労働市場とは、従来のような有給雇用という形態に至らない、訓練的、ボランティア的性格を帯びた活動を指し、これを職業に到達する道筋として位置付け、これらの領域における積極的活動を支援する政策である。

移行的労働市場という用語は、完全雇用が不可能になり、学校から仕事へのスムーズな移行が困難になるなかで登場したものである。労働市場の流動化と不安定化が進み、誰にとっても失業が日常的事象になったことがその背景であった。そのなかで、労働者は時には強制的に働かされ、時には無計画に「無為な状態」に追いやられるような状態が日常化するなかで、あらたな

緩衝的方策が求められている。そのなかで、移行的労働市場は、伝統的サブシスタンス経済や、家族・親族ネットワークによる相互扶助にあたる、現代の保障システムの機能を果たすものとして位置づけられている。移行的労働市場は、それがなければ、失業、あるいは活動しない状態を強いられた人々にとって、このような状態に陥ち入るのを防止する機能が期待されている。具体的な例をあげれば、臨時雇用、徒弟制、職業訓練部門などで、これらは失業や無業の状態を防止する機能を有している。

二つ目のタイプは、ソーシャルサービスとユースサービスなどの非営利活動が若者のための仕事を創出するという方法である。つまり、労働の観点からこれらの中間的労働市場をみなおし、そこでの活動を通して、学習や訓練や雇用へといざない、新たなキャリア観を作り出そうとするものである。このような政策が登場した背景には、有給雇用とその他の生産活動（非営利団体等の中間的な労働市場活動）の境界があいまいになってきているという実態がある。行政と住民の協働も展開している。

三つ目は、コミュニティを若者の内的動機作りに効果的なノンフォーマル学習を提供できるメリットをもつものとして位置付け、コミュニティにおいて若者に自信をつけさせながら、若者が自分自身のキャリアを形成するために必要な機会を提供するという方法である。ノンフォーマル学習は、失業者や学校中退者にとって有効な学習方法となっている（伊藤，2001，Walther and Stauber，2002）。

まとめ

EUの若者政策の枠組みを押さえ、とくに若者の社会参画への取り組みをみてきた。近年の若者政策は、人間発達（ユースワーク）、エンプロイアビリティ（経済・雇用政策）、シティズンシップ（政治政策）の三つを主な構成要素とし、総合政策として展開しようとしているという特徴を見出した。そこにはポスト工業化社会における若者像がある。青年期から成人期への移行を構成する、「学校から仕事へ」「親の被扶養者から自立した経済主体へ」「親の家から自分自身の家庭へ」「親を通じた社会保障の権利から、完全なシ

ティズンシップへ」は相互に関連しており、それらの移行を達成することが、若者の自立と自律の達成であると理解し、それを保障することを若者政策の立脚点としている。

これらの若者政策の前提となっている若者観を日本の状況と照らし合わせた時、日本の特徴が見えてくる。学校から「会社」へとストレートに移行することで一人前になるという社会システムの弱体化にともなって、自立の責任がもっぱら親と本人に課されつつある。

EU 諸国における議論との比較から日本の特徴と思われるのは、「普通の若者たち」の弱体化がより大きい問題と認識されていることである³⁾。このこととも関係して、世間一般の関心は若者の主体性の問題（意欲や労働観や自立意識の弱体化）に向けられる傾向が強い。こうした認識は、「根性のたなきなおし」などの精神論に容易に行き着く危険性があり、依存性の強い若者世代が形成された社会・文化的構造と経済構造の両面で、重要な問題が無視されかねない。若者の弱体化は、家庭・学校・地域その他において、若者の参画がなおざりにされ、若者の役割喪失が進行してきた結果であることを認識する必要がある。若者が社会においていかなる影響力ももてない状況が、自信や自尊感情を剥奪し、無力感を生む原因となっている。

日本においても、1990年代の終わりから2000年代前半には、矢継ぎ早に雇用対策が始まった。「豊かで平和な時代に生まれ育った若者の意気地のなさへの批判」という傾向を根強くもちながらも、若者の職業的自立支援を重要政策課題として位置づけようという動きが本格化している。そのことは、日本の若者政策が大きな転換期にあることを示している。しかし、職業的自立支援と若者の社会参画とが、車の両輪となるとはいえない点に、日本の若者政策の限界がある。単なる雇用対策を脱して、シティズンシップ政策の面をも持つことで、若者政策は包括的総合政策へと高まるはずである。そのためには、ポスト工業化時代における若者の実態を総合的に把握し、それを踏まえた新しい若者観を共有することが必要と思われる

【注】

- 1) ワークフェアを重視する積極的労働市場政策が個人発達プログラムの手法へと転換し

たのは、現代の若者の状況とその社会的コンテクストによる。前述の通り、近年の多くの研究や実践のなかから、移行期における失業のリスクとそれと密接に結合している〈社会的排除〉は、これまで考えられていたより複雑だと指摘されてきた。この障壁を打破するには、移行システムの構造、背景となる文化・思想、若者自身の生活歴とライフコースをおさえることが必要だと指摘されている。個々人の生活歴に焦点をあて、教育・訓練・福祉・労働市場をより協調させる政策が必要で、これは〈統合された移行政策〉と呼ばれている。

- 2) ノンフォーマル教育が強調される背後には、学校教育だけでは、若者を取り巻く社会経済環境の変化に対応することができないという認識がある。フォーマル教育である学校教育は、教科すなわち言語や自然科学、社会科学の形態によって「ハード」なスキルを学ぶことには適しているが、「ソフト」なスキルや経験を学ぶために必要な場を提供することはできない。フォーマル教育は、科目と年齢の両面で制限のあるパッケージである。このような欠陥を補うことができるものとして、社会教育、ボランティア活動、社会体験学習などのノンフォーマル学習が期待されている（日本・EU青少年セミナー〈2005年11月23-24日、ロンドン〉における、アンソニー・アッツオバルディ氏（マルタ大学教授）の報告）。
- 3) 実際には、フリーター・失業者・無業者の実態を詳細に分析すると、日本においても、もっとも大きなリスクを負うのは、先進諸国で社会的排除に陥りやすいとされている類型（低学歴、貧困、移民、障害者、経済衰退地帯の若者）と一致している（小杉，2005，労働政策研究・研修機構，2005）。

【引用・参照文献】

伊藤正純「高失業状態と労働市場政策」篠田武司編著『スウェーデン労働と産業』学文社，2001。

沖田敏江「ニューディール・フォー・ヤング・ピープル—量的評価から質的評価へ—」文部科学省科学研究費基盤研究(BX)報告書『イギリス・スウェーデン・イタリアの若者の実態と社会政策の展開』（代表 宮本みち子，2004）。

小杉礼子編著『フリーターとニート』勁草書房，2005。

宮本みち子，「若者政策の展開—成人期への移行保障の枠組み」『思想』No.983，2006。

「先進国における成人期への移行の実態」『教育社会学研究』第76集，2005a。

「長期化する移行期の実態と移行政策」『若者—長期化する移行期と社会政策—』法律文化社（社会政策学会誌第13号），2005b。

「社会的排除と若年無業—イギリス・スウェーデンの対応」『日本労働協会雑

誌] 12月号, 2004a。

『ポスト青年期と親子戦略—大人になる意味と形の変容—』勁草書房, 2004b。

『若者が社会的弱者に転落する』洋泉社, 2002。

European Commissions, *Youth Programme, Education and Culture*, 2005.

Commission of the European Communities, *European Commission White Paper: A New Impetus for European Youth*, 2001.

Furlong, A., “Youth and Social Class: Change and Continuity” *British Journal of Education*, Vol. 19 No. 4, 1998.

Furlong, A., and Cartmel F., *Young People and Social Change: Individualization and Risk in Late Modernity*, Open University Press, 1997.

Jones, G., *The Youth Divide: Diverging Paths to Adulthood*, York Publishing Services, 2002.

Jones, G., and Wallace, C., 1992, *Youth, Family and Citizenship*, Open University Press. (宮本みち子監訳, 鈴木宏訳『若者はなぜ大人になれないのか』新評論, 1996)

National Board for Youth Affairs, *The Winding Road to Adulthood*, 1996.

National Board for Youth Affairs, *National Report on Youth Policy*, 1999.

労働政策研究・研修機構『若年就業支援の現状と課題—イギリスにおける支援の展開と日本の若者の実態分析から—』労働政策研究報告書, No.35, 2005。

Wallace, N. and Loncel, P. 2002, *Youth Unemployment and the State: Comparing Policies in the European Union*, 2002, 43-48頁, 労働研究機構『諸外国の若年就業支援策の展開』資料シリーズ 2003, 131頁。

Walther, A. and Stauber, B., et al., *Misleading Trajectories: Integration Policies for Young Adults in Europe?* Opladen: Leske+Burdich, 2002.

European Commision, *User's Guide*, 2005, *Youth Programme, Education and Culture*.